

住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度が始まりました！

住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度とは？

急速な少子高齢化の進展の一方で、高齢者や子育て世帯などについては、事故やトラブルに対する不安等により、賃貸住宅の貸主側から入居を拒まれやすい状況があります。

こうした中、東京都は改正住宅セーフティネット法の施行（平成29年10月25日）に合わせ、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を開始しました。

※住宅確保要配慮者とは？

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など

制度のポイント

- 規模、構造、設備等について、一定の基準に適合する住宅を登録することができます。
- 八王子市を除く都内に所在する賃貸住宅が対象となります。
- 賃貸住宅の貸主の方が登録できます。（集合住宅の空き室1戸でも登録可）
- 登録に当たっては、東京都に対する登録申請手続きが必要です。
登録申請手数料：申請する住宅1建築物につき800円

登録制度のメリットは？

- お持ちの賃貸住宅を登録し、高齢者等の住宅確保要配慮者に対し、広く情報を公開することで入居希望者とのマッチングが進み、空き家対策になることが期待できます。
- 一定の条件に該当する場合は、改修費などの補助や住宅金融支援機構の融資が受けられる場合があります。

登録できる住宅の要件は？

- 床面積が25㎡以上あること（シェアハウス等の場合、別途基準あり）
- 耐震性を有すること
- 便所、浴室等の設備が備えられていること
- 周辺の家賃相場と均衡を失しないこと など

※詳しくは、東京都都市整備局ホームページをご覧ください。

登録手続きの方法は？

【事前確認】

- 電話等で登録基準や手続き方法等、制度の詳細を確認、登録申請の日程調整
- ※窓口での事前相談等をご希望の方は、お待たせすることのないよう、事前に日程調整をお願いします。

【登録申請書の作成・印刷】

- 登録申請書の作成（「セーフティネット住宅情報提供システム」にログイン、登録情報を入力）・印刷

【登録申請に必要な書類の準備】

- 登録申請書、登録基準の適合性を確認できる書類等を準備
（詳しくは、東京都都市整備局ホームページをご確認ください。）

【登録申請（申請書類の内容確認・手数料納付・書類提出）】

- 申請窓口にて、必要書類・記入事項等の確認
- 東京都が発行する納付書（申請者氏名を記入）により登録手数料を支払い
- 書類提出（登録申請にあたっては、申請書類一式と領収証書（写）を提出）
- ※来庁の際は、お待たせすることのないよう、事前に日程の予約をお願いします。

【住宅の登録・登録情報の公開】

- 申請書類について、基準等への適合性を審査し、登録申請手数料の領収証書の写しを受領した後、登録
（「セーフティネット住宅情報提供システム」に住宅情報を公開）
- ※住宅が登録されましたら、登録通知をお送りします。
- ※住宅の存する区市町村にも登録された旨が通知されます。

※詳しくは、東京都都市整備局ホームページをご確認ください。

（URL：http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/juutaku_seisaku/chintaitorokuseido.html）

※「セーフティネット住宅情報提供システム」URL：<http://www.safetynet-jutaku.jp>

【登録申請及び事前相談窓口】

東京都都市整備局住宅政策推進部民間住宅課

☎03-5388-3320（直通） 《新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第2本庁舎26階北側》

【制度全般に関するお問合せ】

東京都都市整備局住宅政策推進部住宅政策課調査担当

☎03-5320-4932（直通）